

使用料の基本的な考え方

使用料とは、市民会館や体育館などの公の施設を利用することで利益を受けた市民に、その公の施設の管理運営にかかる費用の一部を負担してもらうものです。

公の施設の管理運営には、設備点検、清掃等の委託料や光熱水費などの多くの費用がかかります。この費用を全て「税金」で負担するとすれば、施設を「利用していない市民」の税金からも「利用する市民」の費用が負担されることとなり、不公平が生じることとなります。この不公平を解消するために、施設を「利用する市民」に一定の使用料を負担してもらい、公平性を確保しています。

このような、利益を受けたことに対して、その利益の分だけ負担してもらうことを「受益者負担の原則」と言い、法律でも地方自治体で徴収することが認められています。

使用料の算定にあたっては、この「受益者負担の原則」に基づき、「利益分を負担する受益者」と「税金を負担する納税者」のどちらの市民も納得できるように、適正な負担とは何かという視点で、明確で統一的な基準を設ける必要があります。

そこで、使用料は、次の算定式により求めることとします。

$$\text{使用料} = \text{利用者に負担を求める費用} \times \text{負担割合}$$

「利用者に負担を求める費用」とは、公の施設にかかっている施設の建設費や業務委託料、光熱水費などの費用のうち、税金ではなく、利用者に負担を求めた方が良い費用のことを言います。

また、「負担割合」とは、利用者に負担を求める費用のうち、実際にどこまでを利用者の負担とするのかを設定する割合のことを言います。施設の種類によっては、利用者に負担を求める費用の一部を税金で負担することにより、利用促進を図った方が良い施設もあることから、施設の種類に応じて、その割合を設定します。

この算定式を基に、近隣市との料金比較や現行料金との乖離などの考慮すべき要因を適切に反映しながら使用料を定め、利用者に対して適正な負担を求めることにより、市民の公平性を確保していきます。

なお、減免制度についても、その適正化に向けて見直しを行います。

今後、市としても、利用者に負担を求めるだけではなく、より一層の施設サービスの向上及び管理運営の効率化に取り組むことで、市民にとって利用しやすい施設となるよう努めていきます。

※ この文書は、市民向けの報告書に記載する予定の内容です。